

# 宮城県総務部市町村課

[ホームページアドレス] https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sichouson/zaimubunseki.html ※ホームページからもご覧いただけます。

## 令和2年度決算

# 目で見る市町村財政



# 第1部 市町村財政の推移と現状分析

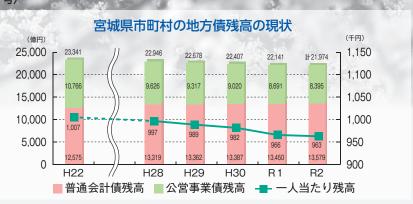
第1	章	普通会計	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1
1	決算	算規模・決算収支		1
2	歳力		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3
6C	(1)	歳入構造		3
	(2)	自主財源と依存財源		5
	(3)			6
*	(4)	地万交付棿の概要		8
3	歲出	<b></b>		10
1	(1)	歳出構造		10
	(2)	経費別決算額の推移		12
4		<b>攻構造····································</b>		14
	(1)	経常収支比率の状況		14
MA	(2)	実質公債費比率の状況		15
	(3)			15
	(4)			16
	(5)	将来にわたる財政負担の推移		17
5	100 3000	度間の財源調整		18
	(1)	基金の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		18
	(2)	受間の財源調整		19
第2	章	公営企業会計		20
第3	章	地方公共団体財政健全化法 …		24
第2部	3 7	<b>市町村ごとの財政指標</b>		26

# ◆健全化判断比率等算定式

裏表紙

※各表・グラフは端数処理により、合計と一致しない場合があります。

〈参考〉



# 第1部 市町村財政の推移と現状分析

# 第1章 普通会計

# 1 決算規模・決算収支

令和2年度の県内市町村の普通会計決算額は、以下のとおりです。

○歳入 1兆7,950億円(前年度比2,898億円、19.3%増)

うち、東日本大震災分 3,831億円(前年度比184億円、4.6%減)

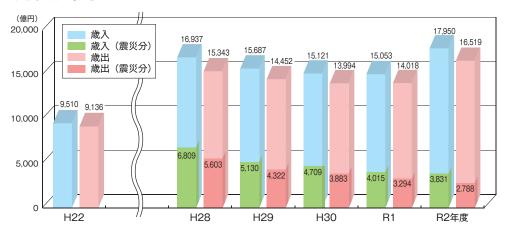
○歳出 1 兆6,519億円(前年度比2,501億円、17.8%増)

うち、東日本大震災分 2,788億円(前年度比505億円、15.3%減)

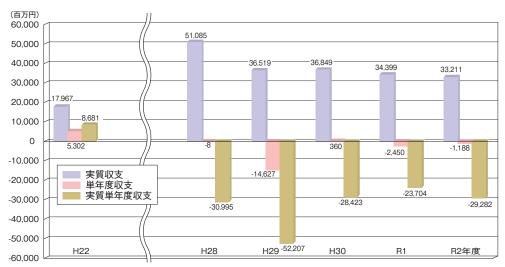
※東日本大震災分は復旧・復興事業分及び全国防災事業分の合計。以下、同じ。

∇ A	決算	算額	赤字の団体数		
区分	R 1 年度	R 2 年度	R 1 年度	R 2 年度	
実 質 収 支	344億円	332億円	0/35団体	0/35団体	
単年度収支	▲24億円	▲12億円	18/35団体	13/35団体	
実質単年度収支	▲237億円	▲293億円	27/35団体	25/35団体	

#### 歳入歳出決算額の推移



#### 決算収支の推移



#### 市町村別普通会計決算収支の状況 令和2年度

(単位: 百万円) —**用語解説**-

歳入から歳出を差し 引いた額をいいます。

#### 実質収支

その年度の決算で、 収支が黒字か赤字かを 見るための指標で、形 式収支から翌年度に繰 り越すべき財源(事業 の繰越によって来年度 に確保すべき財源な ど)を差し引いた額を いいます。

#### 単年度収支

623

**▲**991

**▲**1.324

**▲**1,005

832

125

**▲**1,922

0

実質収支には、その 年度以前から累積され た黒字や赤字の要素が 含まれています。した がって、その年度の収 支の黒字・赤字を判別 するためには、その年 度の実質収支から、前 年度の実質収支を差し 引いた額を算出する必 要があり、この数値を 単年度収支といいま す。

#### 実質単年度収支

単年度収支には、長 期的に見て、実質的な 黒字要素・赤字要素と なる支出・収入が含ま れています。例えば財 政調整基金への積立て は将来の赤字に備えて 行うもので、その年度 では支出となります が、後年度で取り崩せ ば収入となります。ま た、地方債の繰上償還 は償還を行うその年度 において、単年度とし ては大きな支出になり ますが、後年度の地方 債償還は小さくなりま す。これらの要素がな かったと仮定して算出 した収支を実質単年度 収支といいます。

実際の算定にあたっ ては、単年度収支に、 財政調整基金への積立 額及び地方債の繰上償 還額を加え、財政調整 基金の取崩し額を差し 引いた額となります。

#### 歳入総額 歳出総額 形式収支 質 単年度 実質単年度 市町村名 収 支 収 支 収 支 うち東日本 大震災分 うち東日本 大震災分 うち東日本 大震災分 (A) (B) (A-B)仙台市 662, 372 26, 429 652, 174 22, 233 10, 197 4, 197 4, 338 519 ▲260 石巻市 255,010 162, 791 179, 361 97, 358 75,650 65, 433 5,746 1,517 **▲**6, 281 塩 竈 市 36, 549 8, 324 34, 716 7,628 1,832 696 1, 114 334 **▲**130 72, 113 89,603 22, 734 21, 240 3,549 **▲**1,023 気仙沼市 112, 337 50,873 **▲**6, 647 502 白石市 20,903 135 20, 226 29 677 106 32 135 名 取 市 54.501 13.032 51.380 10,919 3, 121 2, 113 1, 482 **283 ▲**1.921 ▲84

#### 88 448 角田市 22, 352 128 21, 724 40 628 35 多賀城市 35, 718 4.070 34, 939 3,770 780 300 458 **▲**1 27,087 2,943 787 1,511 岩沼市 25, 460 2, 156 1,627 92 登米市 54.503 389 53, 465 205 1.038 184 827 ▲824 189 151 38 1,033 栗原市 53, 495 52, 233 1, 261 **▲**578

#### 16,500 39, 697 14, 732 2,276 1,768 802 東松島市 41,973 **A**99 **▲**704 **▲**2, 269 大崎市 3, 452 3, 201 2.759 251 2, 294 668 86, 468 83, 709 富谷市 21,940 125 20, 723 34 1, 217 91 968 252 302 計 1, 485, 207 310, 621 1, 359, 411 213, 328 125, 797 97, 293 25,073 641 **▲**20, 558 市 蔵王町 8, 193 58 7,959 31 234 27 197 36 168 七ヶ宿町 2,965 9 2,829 8 136 1 97 10 **48** 55 20 35 252 大河原町 12, 467 12, 132 335 **▲**167 **▲**166

#### 81 31 50 166 村田町 7, 471 7, 238 233 54 90 480 176 134 41 445 柴 田 町 21,661 21, 048 613 409 19 3 175 川崎町 6,420 6, 178 242 16 63 64 0 115 115 925 177 **▲**2, 699 **▲**3, 498 丸森町 19,683 18, 758 亘 理 町 4,993 19, 469 4, 209 784 466 20,675 1, 206 **4**0

5,713

1,831

山元町 松島町 11,697 3, 937 10.991 3,502 706 435 393 71 ▲82 3, 399 282 167 250 72 七ヶ浜町 12, 105 3,566 11,823 **▲**112 利府町 18, 201 216 17.532 216 669 0 581 18 ▲206 大和町 17,665 856 16, 574 70 1,091 786 789 263 **4**444 71 21 50 423 大 郷 町 9,000 8, 386 614 **▲**253 **▲**425 5 109 大衡村 5.424 255 5. 294 130 251 17

**▲**135 140 105 色麻町 150 5, 358 10 **▲**51 **▲**122 5, 469 111 378 601 加美町 16.764 423 16.118 646 45 315 **▲**274 407 307 100 174 98 10, 224 10,036 188 152 涌谷町 631 592 40 197 美 里 町 14,700 14.467 233 26 18

25, 587 188 **▲**1, 222 女川町 35,873 24, 370 2,681 1, 217 5 33, 192 南三陸町 36,694 25, 153 32, 473 22, 233 4, 220 2,920 1,486 **▲**51 **▲**1, 150 72, 473 292, 507 17.327 **▲**1.829 町村計 309.834 65.498 6.975 8.139 **▲**8, 724 具計(仙台市含) 1, 795, 041 383, 094 1,651,918 278, 826 143, 123 104, 268 33, 211 **▲**1, 188 **▲**29, 28

256, 593

999.744

16, 484

1, 132, 669

356, 665

5,713

14,652

市町村など地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一様ではないた め、一般行政部門を普通会計として整理しています。この他の会計には、その収支を一般会計とは分けて経理する必要がある 場合に設けられる会計で、各種の公営企業会計や国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計などが あります。

100.072

28, 873

**▲**1.707

**▲**29, 02

132, 926

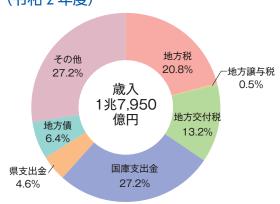
# 2 歳 入

### (1) 歳入構造

令和2年度の歳入は1兆7,950億円で、前年度に対して2,898億円(19.3%)の増加となりました。

歳入が増加した要因としては、国庫支出金などの増加額が大きかったことがあげられます。



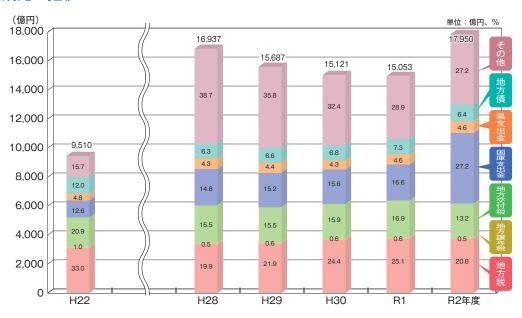


			<u>(1</u>	単位:億円、%)
	R1年度	R2年度	増減額	増減率
地 方 税	3, 771	3, 742	▲29	▲0.8
地方譲与税	92	93	1	1.1
地方交付税	2, 548	2, 369	<b>▲</b> 179	<b>▲</b> 7. 0
国庫支出金	2, 493	4, 874	2, 381	95. 5
県支出金	686	831	145	21. 1
地 方 債	1, 106	1, 150	43	3. 9
その他	4, 356	4, 891	535	12. 3
歳入合計	15, 053	17, 950	2, 898	19. 3

#### ○主な増減理由

国庫支出金…新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金給付事業費・事務費補助金の増加など その他…復旧・復興事業の進捗に伴う東日本大震災復興交付金基金等からの繰入金の増加など

#### 歳入構成比の推移



#### —用語解説:

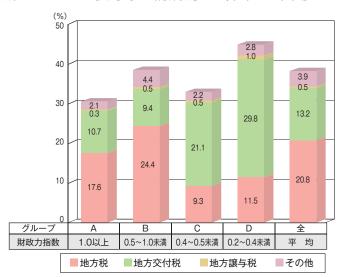
地方税 地方公共団体が仕事を進めていくために根本になる財源で、その地域に暮らし、活動し、消費している個人や法人が負担しているものです。地方税には都道府県が課税する都道府県税と市町村が課税する市町村税があります。地方交付税 地方税は、地域によって人口や経済力に差があるため、どの地域も同じように得られるとは限りません。一方で、例えば生活保護などは、地域の経済力に差があるとしても日本全国どこでも同じ内容でなければなりません。このように、一定の行政水準を保つため、地域ごとの税収の違いを補てんする地方交付税という制度があります。いわば、国による税の再配分の性格を持っており、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合と地方法人税の全額を財源としています。交付税には、一定の算式により交付される「普通交付税」と、災害など特別の財政事情に応じて交付される「特別交付税」、東日本大震災による特別な財政事情に応じて交付される「震災復興特別交付税」の3つがあります。地方債 地方公共団体が、必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が単年度でなく、複数年度に

地方債 ・地方公共団体が、必要とする貧金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が単年度でなく、複数年度に わたり行われるものです。

#### 市町村別歳入構成比(令和2年度)



#### 歳入のうち一般財源の構成割合(令和2年度)



※財政力指数については、P16を参照してください。

#### ◎グループ別の該当団体

A 大和町・女川町

B 仙台市·石巻市·塩竈市·白石市 名取市·角田市·多賀城市·岩沼市 大崎市·富谷市·大河原町・柴田町

亘理町・七ヶ浜町・利府町・大衡村

C 気仙沼市・東松島市・蔵王町・村田町 山元町・松島町・大郷町・涌谷町 美里町

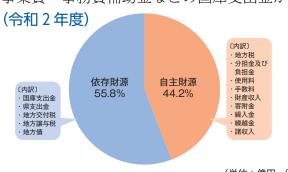
D 登米市・栗原市・七ヶ宿町・川崎町 丸森町・色麻町・加美町・南三陸町

#### 一用語解説:

一般財源 財源の使途が特定されず、どのような経費 にも使用することができるものをいいます。

### (2) 自主財源と依存財源

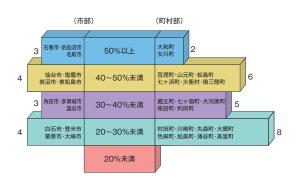
令和2年度の歳入に占める割合は、自主財源が44.2% (前年度50.0%)、依存財源が55.8% (前年度50.0%)となりました。これは、新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金給付事業費・事務費補助金などの国庫支出金が増加したこと等によるものです。



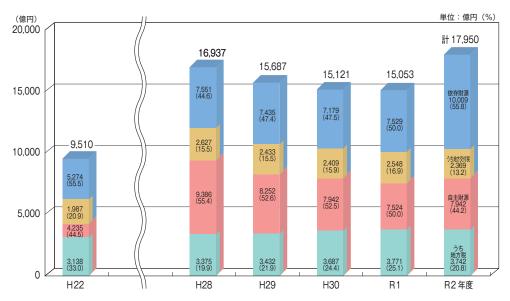
(単位:億円、%)

	R1年度		R2:	R2年度		減
	決算額	割合	決算額	割合	決算額	割合
自主財源	7, 524	50.0	7, 942	44. 2	418	<b>▲</b> 5.8
依存財源	7, 529	50. 0	10, 009	55. 8	2, 480	5. 8

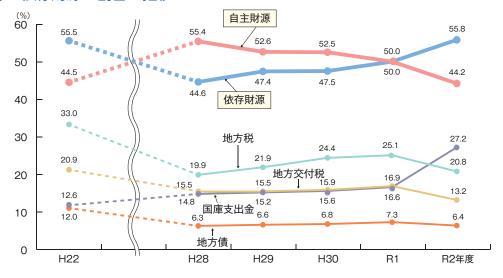
自主財源の割合別団体数(令和2年度)



#### 歳入決算額の推移



#### 自主財源・依存財源の割合の推移



## (3) 市町村税の収入実績

令和2年度の市町村税収入済額は、3,742億円と前年度から0.8%減少しました。

税目別に見ると、市町村民税は前年度比2.5%減の1,756億円で構成割合は46.9%となりました。このうち、法人税割は、前年度比19.6%の減となっています。これは、新型コロナウイル

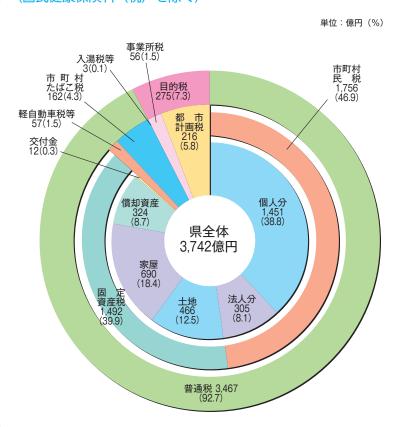
ス感染症の影響により、令和2年度において申告期限が延長されたことや業績悪化による調定額の減少、徴収猶予特例の適用に伴う収入率の減少等によるものですが、震災以前(平成22年度)と比較すると3.1%の増となっています。

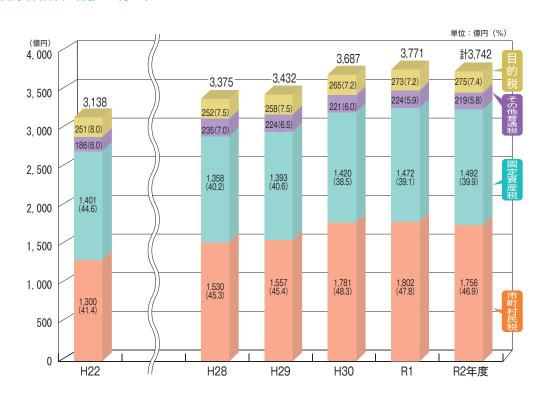
固定資産税は前年度比1.4%増の1,492億円で構成割合は39.9%となりました。増加の要因は、沿岸部における被災代替特例措置対象が減少したこと等によるものです。なお、震災以前と比較すると6.5%の増となりました。

他の普通税では、軽自動車税等 (構成割合1.5%)が前年度比5.6% 増、目的税では、事業所税(構成割 合1.5%)が前年度比0.7%減、都市 計画税(構成割合5.8%)が前年度 比2.1%増となっています。

# 市町村税収入済額(税目別)の推移 (国民健康保険料(税)を除く)

# 市町村税の構成(令和2年度) (国民健康保険料(税)を除く)





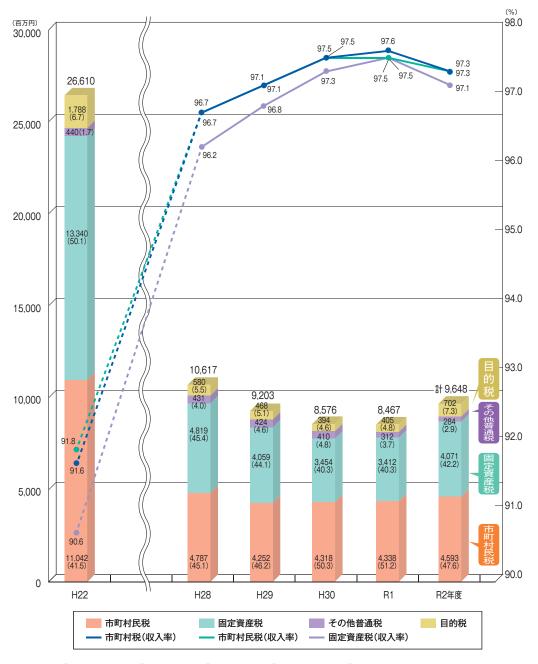
収入率は、県全体で97.3% (前年度97.6%) と前年度より0.3ポイント低下しました。各市町村別の状況については、12団体で前年度の収入率を上回りました。

主な税目別の収入率は、市町村民税は97.3%(前年度97.5%)で0.2ポイントの低下、固定資産税は97.1%(前年度97.5%)で0.4ポイントの低下となりました。

次年度に繰越される収入未済額は96億円と前年度から11億円(12.9%)の増加となっています。これは新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例を適用したこと等によるものです。

#### 次年度に繰越される収入未済額と収入率の推移

(国民健康保険料(税)を除く)



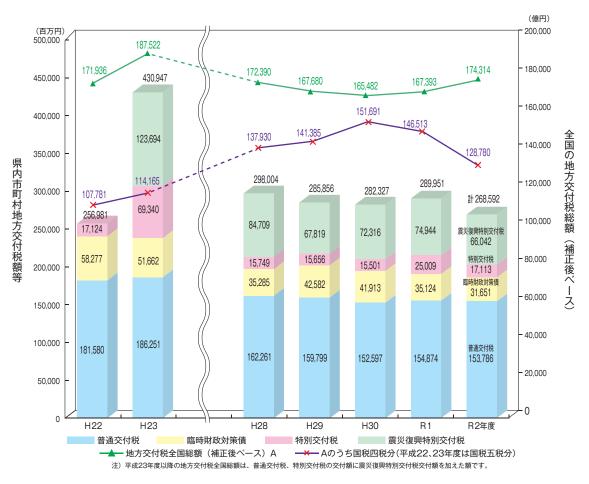
※「収入未済額」=「調定済額」-「収入済額」+「還付未済額」-「不納欠損額」

## (4) 地方交付税の概要

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な 行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのもので、一定の基 準により、国税の一定割合を国が交付する税です。

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源はそれぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分しています。つまり、地方交付税は「国が地方に代わって徴収する地方税」といえます。

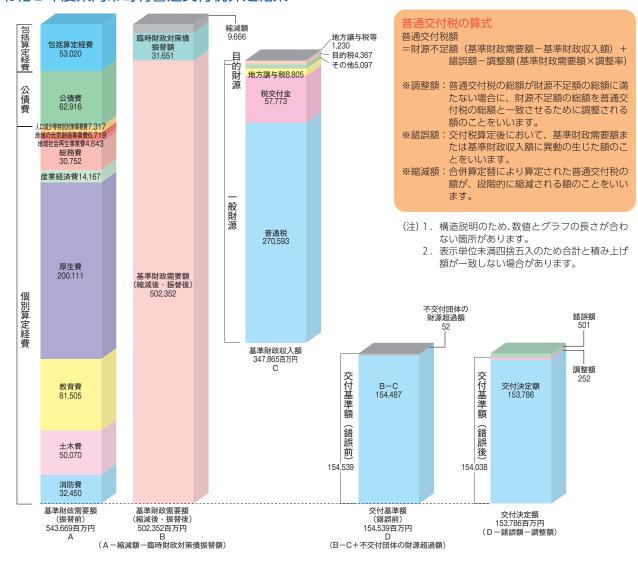
#### 県内市町村の地方交付税額等及び全国の地方交付税総額の推移



全国の地方交付税総額については、平成16年度からの三位一体改革等に伴い地方税収が増加したため、減少傾向にありました。しかし、平成20年のリーマンショックを発端とした景気低迷の影響等も踏まえ、国の加算措置がとられるようになり増加に転じました。平成23年度には東日本大震災に対処するため、特別交付税が増額されたこと、さらに通常の地方交付税とは別枠で震災復興特別交付税が創設されたことにより、これまでにない規模の額となりました。その後、景気回復による税収の伸びや復興事業の収束に伴い、地方交付税総額は再び減少傾向となっています。

#### ●普通交付税(標準的な行政運営に対する財源保障)

#### 令和2年度県内市町村普通交付税算定結果



#### ●特別交付税(特別な財政需要に対する財源保障)

#### ○特別交付税

普通交付税の基準財政需要額の算定方法では捕捉されない除排雪、公立病院、離島航路維持等の経費のほか、災害発生による応急復旧・災害復旧など特別の財政需要に対して特別交付税が交付されます。

#### ○震災復興特別交付税

東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分について、地方債により措置するのではなく、その全額を震災復興特別交付税で措置することにより、被災団体の実質的な財政負担をゼロとする対応がとられました。

なお、平成28年度からは被災自治体の「自立」につなげていく観点から、一部事業の地方負担分への措置率が95%となっています。

#### 一用語解説

基準財政需要額 各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うための財政需要を一定の方法によって算定した額です。 基準財政収入額 地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な常態において徴収が見込まれる税収入を一定の 方法によって算定した額です。標準税率で算定した地方税等の収入見込額のうち、75%の額とされています。

臨時財政対策債 地方の財源不足を埋めるため、平成13年度から地方財政法第5条の特例として発行されている地方債のことです。各地方公共団体の財源不足額及び財政力を考慮して発行可能額を算出し、基準財政需要額の一部が臨時財政対策債発行可能額に振り替えられています。なお、臨時財政対策債に係る元利償還金相当額は、後年度の基準財政需要額に全額算入されることになっています。

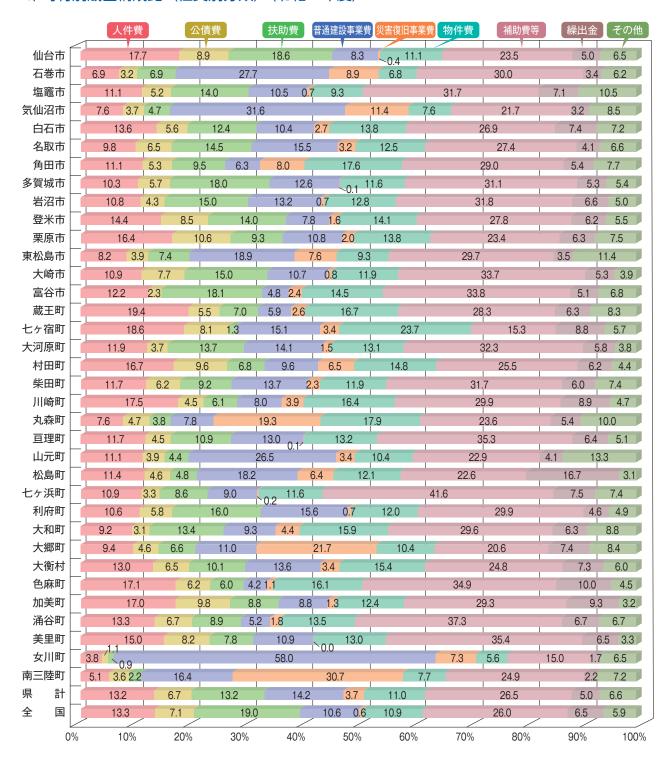
合併算定替 合併市町村に係る普通交付税の算定方法の特例で、合併後の一定期間に限って、普通交付税の額が合併前の状態における額より減少しないようにするための特別な算定方法です。

# 3 歳 出

### (1) 歳出構造

令和2年度の歳出は1兆6,519億円で、前年度に対して2,501億円(17.8%)の増加となりました。

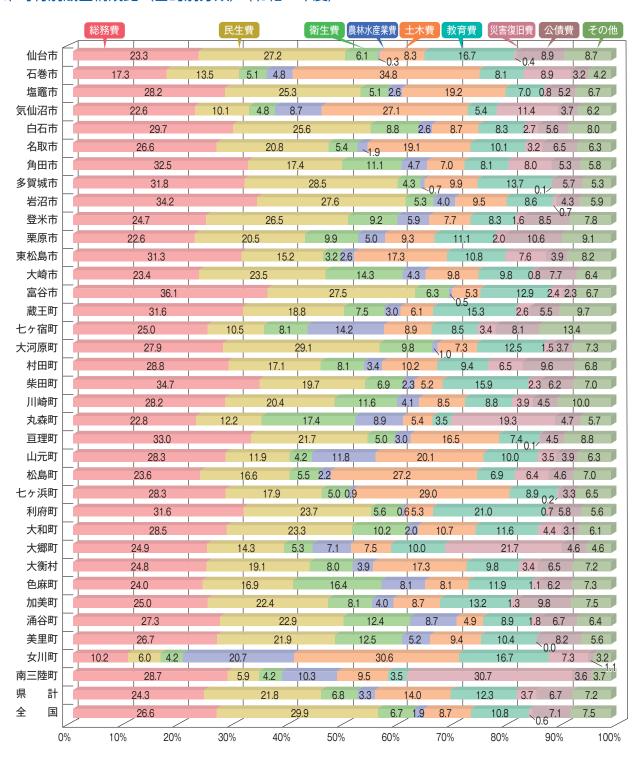
#### 市町村別歳出構成比(性質別分類)(令和2年度)



#### 一用語解説

性質別分類 歳出を経済的性質によって、人件費、普通建設事業費、物件費など、予算や決算の区分である節を基準として分類したものです。また、経費を「義務的経費」「投資的経費」「その他の経費」に分類することによって、財政の健全性、弾力性を測定することができます。

#### 市町村別歳出構成比(目的別分類)(令和2年度)



#### 一用語解説

**目的別分類** 歳出をその行政目的によって、総務費、民生費、土木費、教育費など、予算や決算の区分である款及び項を基準として分類したものです。

### (2) 経費別決算額の推移

義務的経費は、人件費や扶助費の増加などにより、前年度と比較して3.3%増の5,454億円で、歳出総額に占める割合は33.0%となりました。また、投資的経費は、災害復旧事業費の増加などにより、前年度と比較して2.8%増の2,954億円、歳出総額に占める割合は17.9%となりました。

(令和 2 年度) (単位: 億円、%)

(年段)	
その他 繰出金 6.6% 5.0%	13.2%
	義務的経費 公債費 33.0% 6.7%
26.5% 1兆6	質別 5,519 共助費 13.2%
物件費	投資的経費 17.9% 普通建設事業費
11.0%	14.2%
災害復旧事業費3.7%	

	経	貴区が	}	R1年度	R2年度	増減額	増減率
	人	件	費	2, 069	2, 175	106	5. 1
	公	債	費	1, 131	1, 103	<b>▲</b> 28	<b>▲</b> 2. 5
	扶	助	費	2, 079	2, 176	97	4. 7
義	務的	り経:	費計	5, 279	5, 454	175	3. 3
	普通	建設事	業費	2, 341	2, 339	<b>▲</b> 1	<b>▲</b> 0. 0
	うち	、補助	事業	1, 501	1, 542	41	2. 7
	うち	、単独	事業	792	746	<b>▲</b> 47	<b>▲</b> 5. 9
	災害	復旧事	業費	533	614	82	15. 4
投	資的	り経.	費計	2, 873	2, 954	81	2. 8
物	1	件	費	1, 657	1, 812	154	9. 3
補	助	費	等	1, 239	4, 373	3, 133	252. 8
繰	į	出	金	1, 342	832	<b>▲</b> 510	<b>▲</b> 38. 0
そ		の	他	1, 627	1, 095	<b>▲</b> 532	<b>▲</b> 32. 7
歳	出	合	計	14, 018	16, 519	2, 501	17. 8

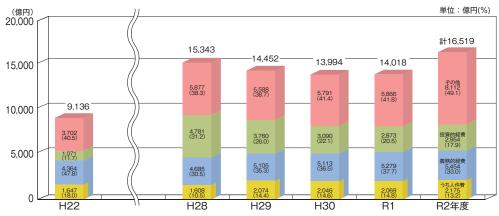
#### ○主な増減理由

人件費…会計年度任用職員制度の開始など 扶助費…保育所等に対する施設型給付費等の増加など

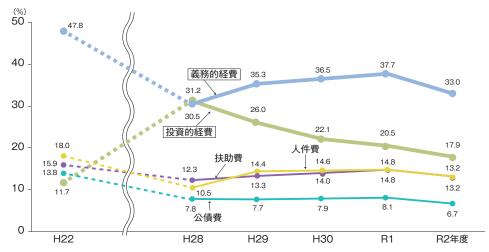
災害復旧事業費…令和元年東日本台風の災害復旧費の増加など

補助費等…新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金給付事業費の増加など

#### 歳出決算額の推移



#### 義務的経費・投資的経費の割合の推移



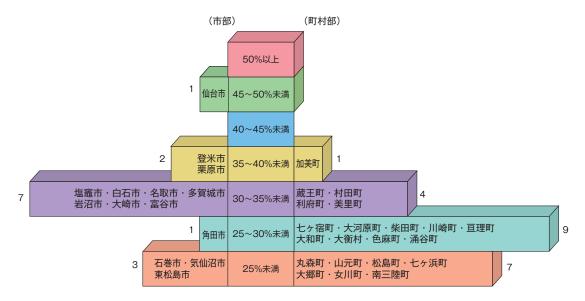
#### 一用語解説:

<mark>義務的経費</mark> 人件費、扶助費、公債費が該当します。支出が義務づけられているため、任意に節減できない極めて硬直性の高い経費です。

投資的経費 普通建設事業費、災害復旧事業費等で、その支出の効果が資本形成に向けられる経費です。義務的経費に対して、 この経費の割合が高いほど、財政構造は弾力性が高いといえます。

普通建設事業費 道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等に要する投資的経費のことです。

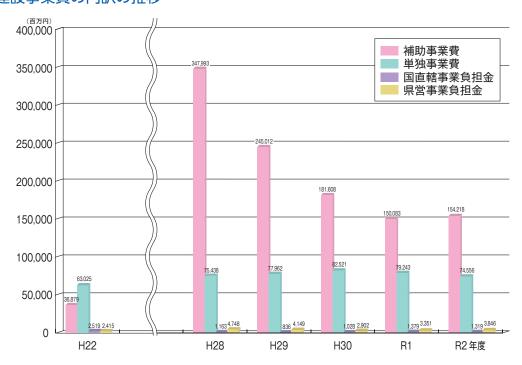
#### 義務的経費の割合別団体数(令和2年度)



#### 投資的経費の割合別団体数(令和2年度)



#### 普通建設事業費の内訳の推移



# 4 財政構造

## (1)経常収支比率の状況



財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、 依然として硬直的な財政状況が続いており、

- ○単純平均 93.5% (前年度比0.6ポイント低下)
- ○加重平均 97.0%(前年度と同じ)

となりました。

※平均値の種類について

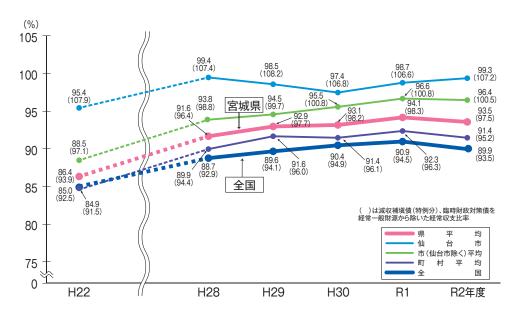
単純平均…各計欄に該当する市町村の指標数値を積み上 げ、当該市町村数で除したもの。

加重平均…指標算定式の要素を積上げ、算定式に基づいて計算したもの。

区分	団体色	団体数			
	四个巴	市	町村	計	
90.0%未満		0	7	7	
90.0~92.5%未満		2	5	7	
92.5~95.0%未満		4	7	11	
95.0~100.0%未満		7	2	9	
100.0%以上		1	0	1	
計		14	21	35	

 $\times 100$ 

#### 経常収支比率の推移(平均は単純平均)



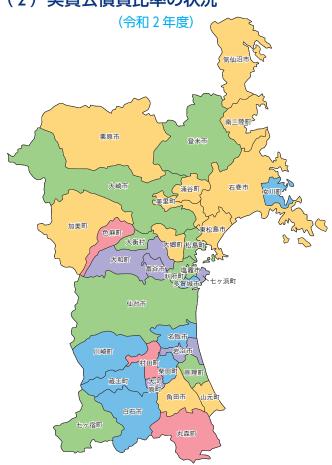
#### 一用語解説-

経常収支比率 地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として用いられ、地方税や普通交付税等の毎年度継続して入ってくる使い道の自由な収入(経常的一般財源)が、どれくらいの割合で人件費、扶助費、公債費等のように容易に削減することのできない経常的経費に充てられているかを数値として表したものであり、近年では全国の市町村の平均が90%前後で推移しています。

<算式>

経常収支比率= 歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源

# (2) 実質公債費比率の状況



実質公債費比率 (平成30~令和2年度の3ヶ年平均) は、

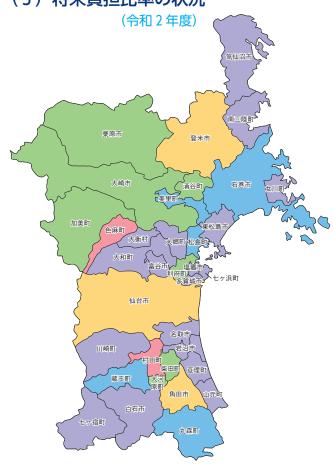
- ○単純平均 6.0% (前年度比0.3ポイント低下)
- ○加重平均 6.3% (前年度比0.1ポイント低下) となりました。

なお、起債許可団体となる18%以上の団体はありませんでした。

区分	団体色	団体数		
	四个巴	市	町村	計
2.5%未満		2	3	5
2.5~5.0%未満		3	4	7
5.0~7.5%未満		4	5	9
7.5~10.0%未満		5	6	11
10.0%以上		0	3	3
計		14	21	35

※全国市町村 単純平均:7.2%、加重平均:5.7%

# (3) 将来負担比率の状況



将来負担比率は、

- ○単純平均 23.6% (前年度比5.3ポイント低下)
- ○加重平均 30.4% (前年度比2.7ポイント低下) となりました。

なお、早期健全化基準(350%)を上回る 団体はありませんでした。

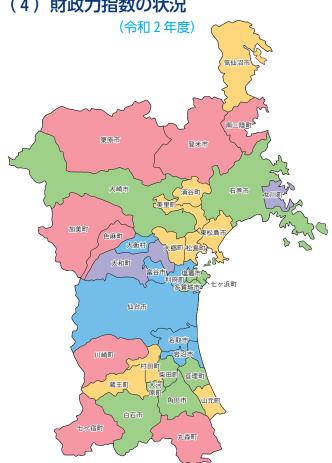
区分	団体色	団体数			
	四个巴	市	町村	計	
負担額なし		8	10	18	
0 ~30%未満		1	4	5	
30~60%未満		2	5	7	
60~90%未満		3	0	3	
90%以上		0	2	2	
計		14	21	35	

※全国市町村 単純平均:31.3%、加重平均:24.9%

#### 一用語解説-

実質公債費比率、将来負担比率 P25参照

# (4) 財政力指数の状況



財政基盤の強さを示す指標である財政力指 数 (平成30~令和2年度の3ヶ年平均) は、

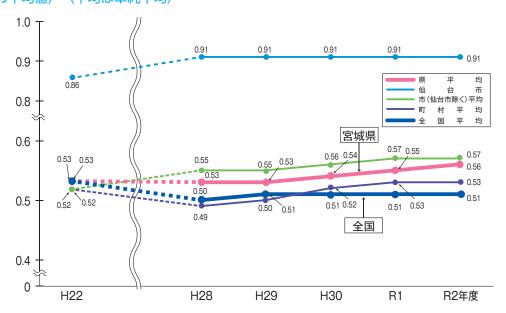
- ○単純平均 0.56(前年度比0.01ポイント上昇)
- ○加重平均 0.69(前年度と同じ)

となりました。

A. Control of the con					
区分	団体色	団体数			
	四个巴	市	町村	計	
1.00以上		0	2	2	
0.75~1.00未満		4	2	6	
0.50~0.75未満		6	4	10	
0.40~0.50未満		2	7	9	
0.30~0.40未満		2	6	8	
0.30未満		0	0	0	
計		14	21	35	

### 財政力指数の推移

#### (3ヶ年の平均値) (平均は単純平均)



#### 一用語解説-

財政力指数 基準財政収入額を基準財政需要額で割り出して得た数値の過去3ヶ年の平均値をいい、この数値が大きいほど財 政力が強いとみることができます(基準財政収入額・基準財政需要額についてはP9参照)。 <算式>

基準財政収入額 財政力指数(単年度)=-基準財政需要額

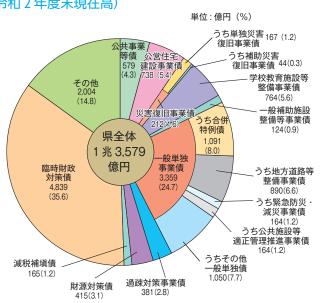
## (5) 将来にわたる財政負担の推移

地方債の令和 2 年度末現在高は、1 兆3,579億円(前年度 1 兆3,450億円)となっており、依然として多額の債務を抱えている状況です。

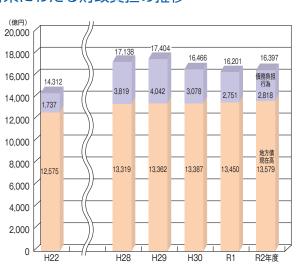
また、債務負担行為に基づく支出予定額を地方債現在高に加えた額、いわゆる将来にわたる 財政負担は、1兆6,397億円(前年度1兆6,201億円)で、前年度と比較して増加しており、財 政構造の硬直化が懸念されます。

#### 地方債現在高の状況

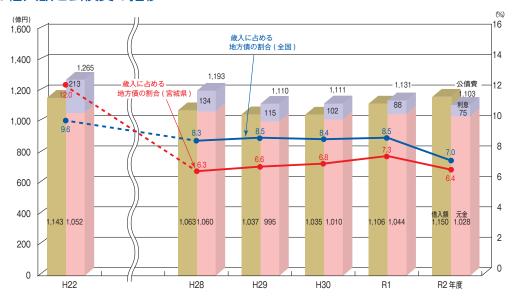
## (令和2年度末現在高)



#### 将来にわたる財政負担の推移



#### 地方債の借入額と公債費の推移



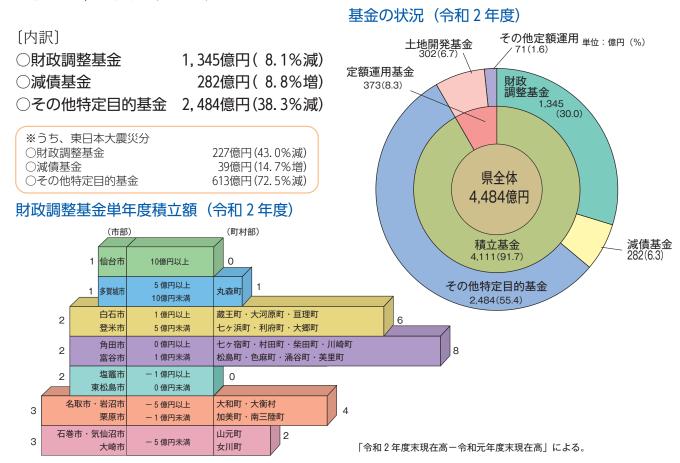
#### 一用語解説

**債務負担行為** 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくものであり(地方自治法第214条)、将来の支出を伴うものです。

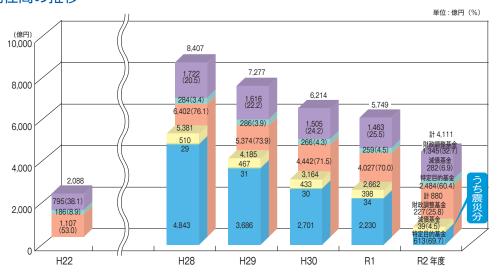
# 5 年度間の財源調整

### (1) 基金の状況

令和2年度末における積立金現在高は、県全体で4,111億円となり、前年度(5,749億円)と 比較して1,638億円(28.5%)の減となりました。



#### 積立金現在高の推移



#### 一用語解説-

基金 ある特定の目的のために財産を維持し基金を積み立てるため、又は定額の資金を運用するために設けられる基金のことをいいます。前者を積立基金、後者を定額運用基金といい、それぞれ地方公共団体が任意で設置することができますが、その設置は条例によることとされています。

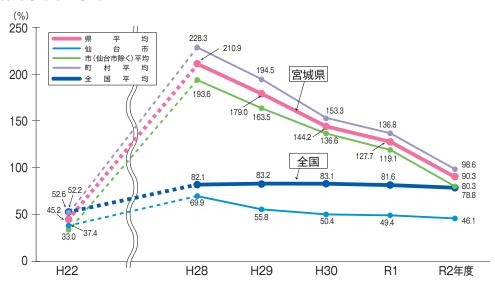
財政調整基金 年度間の財源不足の不均衡を調整するために積み立てられる基金で、予期しない税収減や災害発生等の支出増加等への備えとなります。

減債基金 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金で、繰上償還を行うときなどに取崩されます。

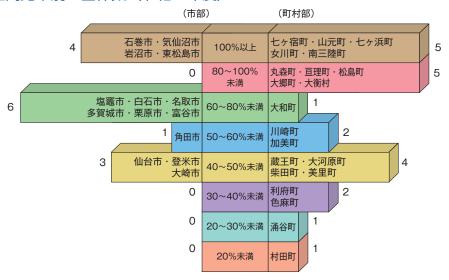
### (2) 積立金現在高比率

標準財政規模に対して、どの程度積立金があるかを示す積立金現在高比率は、単純平均では 90.3%となり、前年度(127.7%)より37.4ポイント低下しています。その他特定目的基金において、東日本大震災復興交付金等の復興事業財源を積み立てた基金からの取崩額が多額となっていることなどが比率低下の要因となっています。

#### 積立金現在高比率の推移



#### 積立金現在高比率別の団体数(令和2年度)



#### —用語解説:

その他特定目的基金 財政調整基金及び減債基金以外の、特定の目的(高齢者福祉推進のための財源、文化センターの建設財源、スポーツ振興に資するための財源等)のための財産の維持又は資金の積立の性質を持つ基金です。この基金については、設置された目的のためでなければ処分することができません。

積立金現在高比率 地方公共団体の財政の安定性を判断する指標の一つで、高いほど将来に対する蓄えがあるということがいえます。

<算式>

積立金現在高比率 = 財政調整基金+減債基金+その他特定目的基金 標準財政規模(臨財債含む)

標準財政規模 地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示すもので、実質収支比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率などの基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となるため、大きな意味を有しています。

# 第2章 公営企業会計

### 1 決算規模

令和2年度の県内市町村の公営企業会計の決算規模は、以下のとおりです。

○決算規模 3.988億円(前年度比251億円、5.9%減)

うち、東日本大震災分 378億円(前年度比11億円、22.4%減)

(単位:百万円、%)



			R1年度	R2年度	増減額	増減率
下	水	道	150, 591	139, 046	<b>▲</b> 11, 545	<b>▲</b> 7. 7
水		道*	83, 343	75, 522	<b>▲</b> 7, 821	▲9.4
交		通	34, 597	31, 790	<b>▲</b> 2, 807	▲8. 1
病		院	108, 748	111, 624	2, 876	2. 6
そ	の	他	46, 649	40, 844	<b>▲</b> 5, 805	<b>▲</b> 12. 4
合		計	423, 928	398, 825	<b>▲</b> 25, 103	<b>▲</b> 5. 9

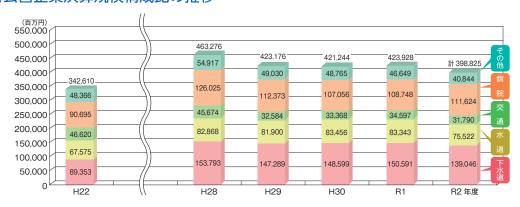
※簡易水道を含む。

#### 市町村公営企業決算規模の推移



- ※ 1. 決算規模は次の算式により算出しています。
  - 法適用事業 : 総費用-減価償却費+資本的支出
  - 法非適用事業 : 総費用+資本的支出+積立金+繰上充用金
  - 2. 震災分は、東日本大震災に係る復旧事業、復興事業等における収益的支出及び資本的支出の合計により算出しています。

#### 市町村公営企業決算規模構成比の推移



#### —用語解説:

他会計繰入金 料金収入で賄うことが適当ではない又は困難な経費、つまり、独立採算性になじまない経費に充てるため、一般会計等から上下水道事業や病院事業等の公営企業会計に対して繰り入れられている財源のことです。繰入金額は、原則として、地方公営企業法の規定や毎年度総務省より示される通知を基準にしており、事業ごとに市町村が算定しています。 収益的支出 一年間の経営活動のために使われる人件費や物件費等の支出のことです。基本的に、サービス提供の対価としての収入(料金収入等)をもって充てられます。

**資本的支出** 建設工事や設備導入、企業債償還のための支出のことです。主に、企業債等の収入をもって充てられます。

### 2 企業債現在高

令和2年度の県内市町村の公営企業会計の企業債現在高は、以下のとおりです。

○企業債現在高 8,673億円(前年度比303億円、3.4%減)

(単位:百万円、%)

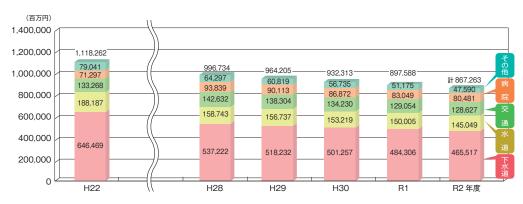
(単位:百万円、%)

その他 病院 9.3%
交通 14.8% 企業債現在高 8,673億円 53.7%
水道 16.7%

			R1年度	R2年度	増減額	増減率
下	水	道	484, 306	465, 517	<b>▲</b> 18, 789	<b>▲</b> 3. 9
水		道*	150, 005	145, 049	<b>▲</b> 4, 956	<b>▲</b> 3. 3
交		通	129, 054	128, 627	<b>▲</b> 427	▲0.3
病		院	83, 049	80, 481	<b>▲</b> 2, 568	<b>▲</b> 3. 1
そ	の	他	51, 175	47, 590	<b>▲</b> 3, 585	<b>▲</b> 7. 0
合		計	897, 588	867, 263	<b>▲</b> 30, 325	<b>▲</b> 3. 4

※簡易水道を含む。

## 企業債現在高構成比の推移



# 3 他会計繰入金

令和2年度の県内市町村の公営企業会計の他会計繰入金は、以下のとおりです。

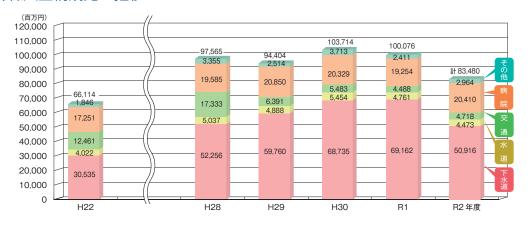
#### ○他会計繰入金 835億円(前年度比166億円、16.6%減)



			R1年度	R2年度	増減額	増減率
下	水	道	69, 162	50, 916	<b>▲</b> 18, 247	<b>▲</b> 26. 4
水		道*	4, 761	4, 473	<b>▲</b> 288	<b>▲</b> 6. 1
交		通	4, 488	4, 718	230	5. 1
病		院	19, 254	20, 410	1, 156	6. 0
そ	の	他	2, 411	2, 964	553	23. 0
合		計	100, 076	83, 480	<b>▲</b> 16, 595	<b>▲</b> 16. 6

※簡易水道を含む。

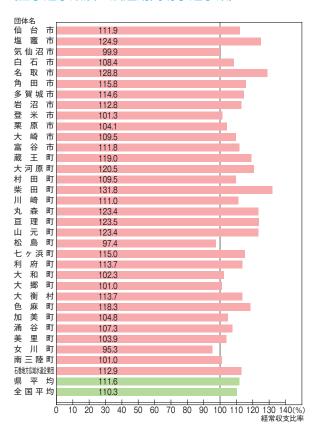
## 他会計繰入金構成比の推移



#### 令和2年度決算に基づく経営指標

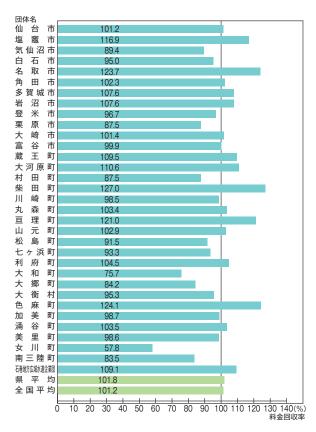
#### 水道事業の経常収支比率

#### (上水道事業及び法適用簡易水道事業)



#### 水道事業の料金回収率

#### (上水道事業及び法適用簡易水道事業)



#### 市町村立病院の経常収支比率



#### 市町村立病院の病床利用率

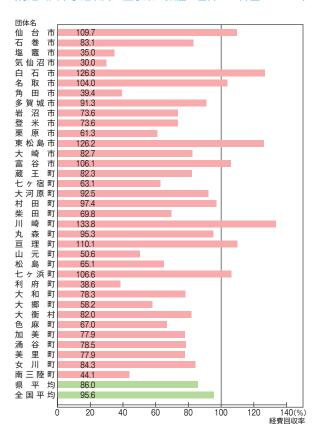


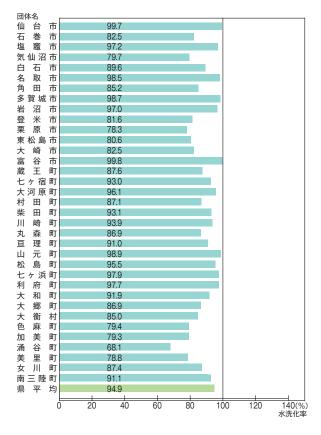
#### 下水道事業の経費回収率

#### (特定公共下水道以外の全事業の数値を合算して算出したもの)

#### 下水道事業の水洗化率

(特定公共下水道以外の全事業の数値を合算して算出したもの)





#### —用語解説:

経常収支比率 公営企業の分析に用いる指標の一つです。企業の経常的な活動における収益性を表し、100%で収支が均衡している状態であり、100%を割り込んでいる場合は費用が収益を上回る状態です。

経常収益(=営業収益+営業外収益) 経常費用(=営業費用+営業外費用) ×100 (%)

料金回収率 給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標で、料金水準等を評価することが可能です。

<u>給水単価</u> ×100 (%)

病床利用率 病院の施設が有効に活用されているか判断する指標です。なお、年延入院患者数は毎日24時現在の在院患者数と 当日の退院患者数を加えたもので、年延病床数は医療法の規定に基づき許可を受けた病床数に入院診療日を乗じて得たもので す。

経費回収率 下水道事業の経営分析に用いる指標の一つで、汚水処理に要した経費(維持管理費及び資本費)に対して、どの程度料金収入で賄えているかを示したものです。一般的には供用開始から年数が経過すると加入者が増加するので、数値が高くなる傾向にあります。汚水処理の経費については、原則加入者からの料金収入によって賄うこととなっています。

使用料単価(=料金収入÷年間有収水量) 汚水処理原価(=(維持管理費+資本費)÷年間有収水量) ×100 (%)

水洗化率 現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

現在水洗便所設置済人口 現在処理区域内人口 ×100 (%

※水洗化率の全国平均については算出されていないため、掲載していません。

# 第3章 地方公共団体財政健全化法

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成19年度決算分から、各市町村は健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び各公営企業の資金不足比率を算定し、公表することとなりました。※算定式については裏表紙参照

令和2年度決算に基づく算定の結果、健全化判断比率が早期健全化基準以上となった市町村 はありませんでした。

### 実質赤字比率(早期健全化基準 11.25~15%、財政再生基準 20%)

赤字団体はありませんでした。

#### 連結実質赤字比率(早期健全化基準 16.25~20%、財政再生基準 30%)

赤字団体はありませんでした。

#### 実質公債費比率

#### (早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%)

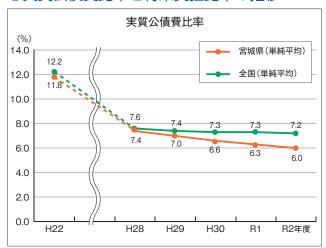
### 将来負担比率

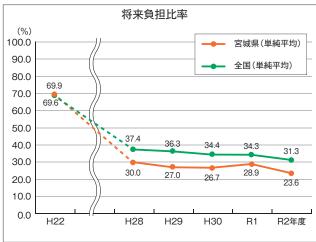
(早期健全化基準 指定都市 400%、その他 350%)



※棒グラフ及び表内の数値は令和2年度における数値を表しています。
※単純平均の算出に当たり、充当可能財源が将来負担額より大きい団体は、将来負担比率を0として計算しています。

#### ○実質公債費比率と将来負担比率の推移





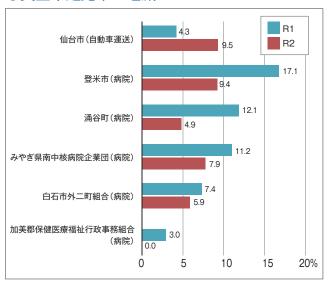
## 資金不足比率(経営健全化基準 20%)

35市町村、5 一部事務組合(企業団)の134会計のうち、資金不足比率が経営健全化基準を上回った会計はありませんでした。なお、資金不足額があったのは5会計でした。

(単位:%、ポイント、千円)

(単位・70、かインド、十円)							
	団体名(会計区分)			資金不足比率			※参考
'				R1	R 2	増減	(R2資金 不足額)
仙	台	市(自動	車運送)	4. 3	9. 5	5. 2	482, 919
登	米	市(病	院)	17. 1	9. 4	<b>▲</b> 7. 7	556, 579
涌	谷	町(病	院)	12. 1	4. 9	<b>▲</b> 7. 2	82, 151
みや	みやぎ県南中核病院企業団(病院)			11. 2	7. 9	<b>▲</b> 3. 3	668, 744
白石	白石市外二町組合(病院)			7. 4	5. 9	<b>▲</b> 1.5	198, 007
加美郡	加美郡保健医療福祉行政事務組合(病院)			3. 0	_	皆減	_

#### ○資金不足比率の増減



- ※ (参考) 全国の都道府県・市区町村・一部事務組合の状況 (R2年度決算)
- ・ 経営健全化基準以上の公営企業会計は9会計 (R1年度決算:5会計)
  - →9会計の内訳:鉄道事業会計1会計、船舶運航事業会計2会計、電気事業会計1会計、病院事業会計1会計、下水道事業3会計、観光施設事業1会計
- 資金不足額がある公営企業会計は49会計 (R1年度決算:92会計)

#### —用語解説:

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することを目的として制定された法律です。

実質赤字比率 一般会計等の実質収支(P.2参照)の赤字額(実質赤字額)が標準財政規模に占める割合を表す比率です。 連結実質赤字比率 公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。 実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に占める割合を表す比率 です。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債の許可を要する団体の判定に用いるために平成17年度決算分から算定している地方財政法の実質公債費比率と同じです。

**将来負担比率** 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に占める割合を表す比率です。

早期健全化基準 地方公共団体の財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標それぞれについて定められた数値です。

財政再生基準 財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の再生を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3指標それぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

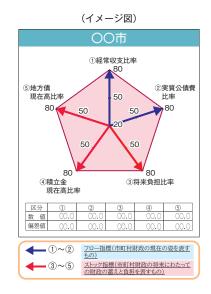
資金不足比率 公営企業会計ごとの「資金不足額」が事業の規模に占める割合を表す比率です。「資金不足額」は、地方公営企業法適用企業では1年以内に支払うべきもの(流動負債)の額が、1年以内に換金できるもの(流動資産)の額を超える場合、その額(不良債務)を基本に算定します。地方公営企業法非適用企業では、一般会計等の実質赤字額と同様に算定します。経営健全化基準 地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

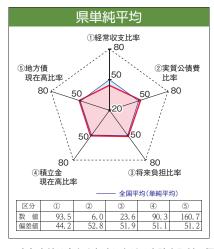
# 第2部 市町村ごとの財政指標

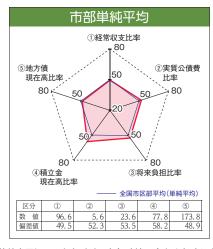
# ■市町村ごとの財政指標を利用するに当たって

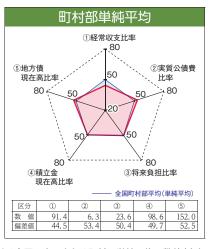
- (1) ここでは、県内市町村の5種類の財政指標を偏差値で表し、それをレーダーチャートで示しています。
- (2) 財政指標を見る場合は右記のイメージ図を参考にしてください。
- (3) レーダーチャートは、線が外にあるほど財政状況が良いことを表しています。ただし、大きな五角形ができているとしても、財政上の問題が何もないということにはなりません。

特に、積立金現在高については、復旧・復興事業に要する費用等後年度に取り崩される金額も含めて算定されるため、復興交付金基金等の残高が大きい団体は、良く見えやすい点に注意が必要です。

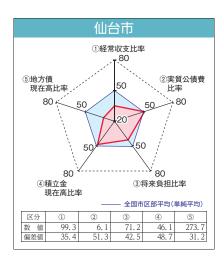


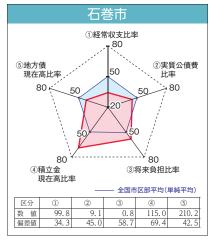


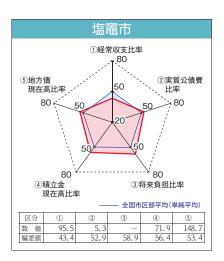




- ※赤色実線は令和2年度における当該市町村の偏差値を示しています。なお、青色破線で令和2年度における全国の市区または町村の単純平均の数値(すなわち偏差値50)を表し、各市町村の全国の市区または町村における相対的な位置づけを示しています。
- ※偏差値の算出にあたっては、健全化法上、将来負担比率が「-(ハイフン)」で表記される市町村においては、便宜上「0」と置換している。

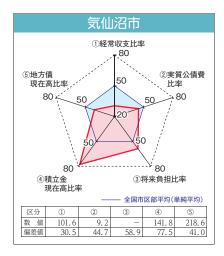


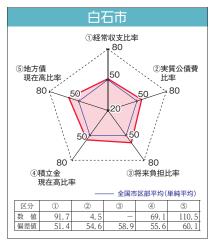


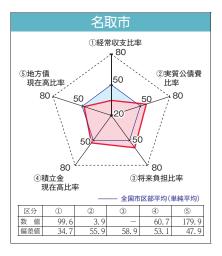


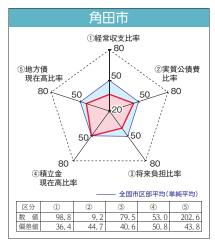
### 一用語解説

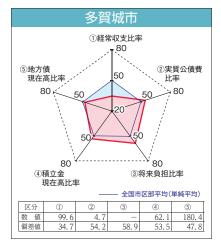
地方債現在高比率 地方債現在高を標準財政規模で除して得た数値です。地方公共団体の財政の安定性を判断する指標の一つで、低いほど将来にわたる地方債の負担が小さいということがいえます。

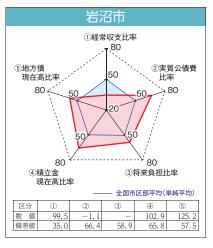


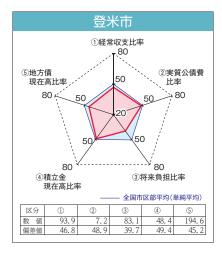


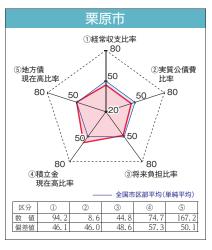


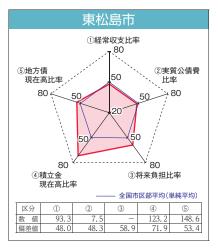


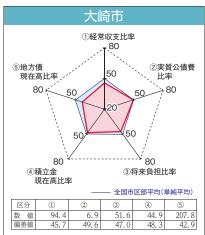


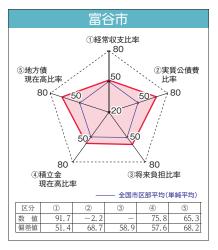


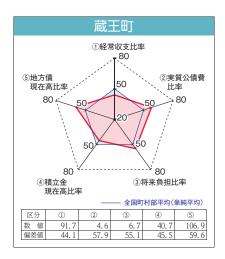


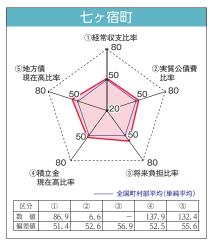


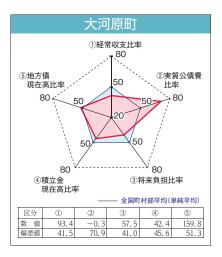


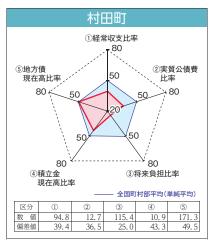


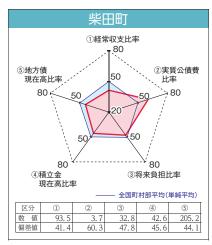


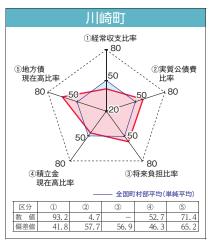


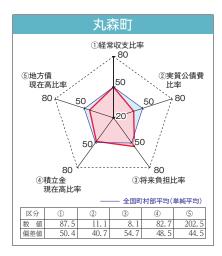


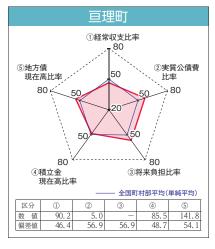


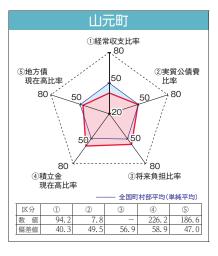


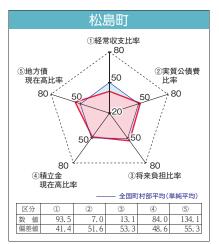


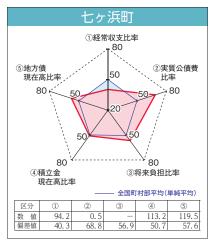


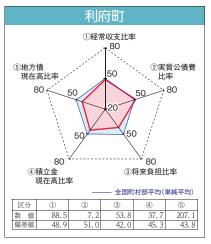


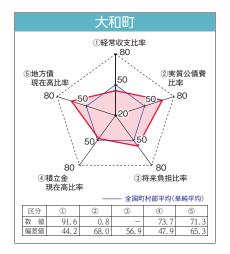


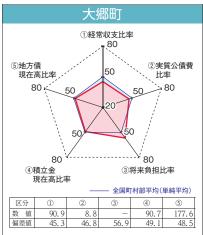


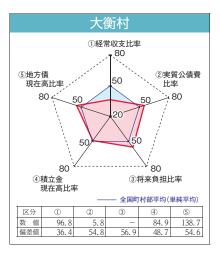


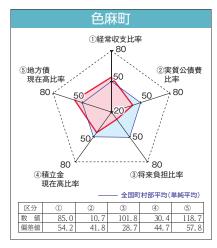


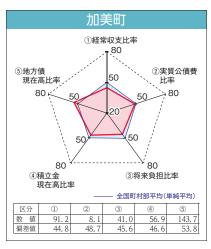


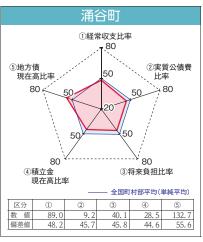


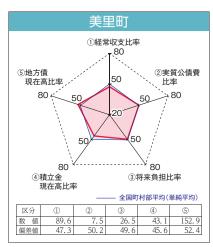


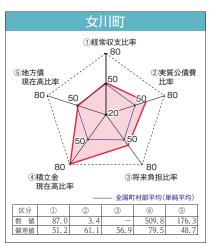


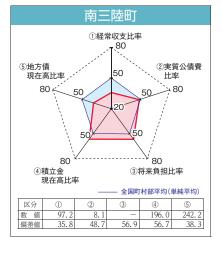














宮城県は、明治5年(1872年)2月16日、旧仙台藩を中心とした「仙台県」から改称する形で成立し、 令和4年(2022年)2月に150周年の節目を迎えます。

# 健全化判断比率等算定式

市町村の場合	早期健全化基準	財政再生基準	
○実質赤字比率	11.25~15% (標準財政規模に応じて)	20%	
○連結実質赤字比率	16.25~20% (標準財政規模に応じて)	30%	
○実質公債費比率	25%	35%	
○将来負担比率	350% (指定都市400%)	-	
○資金不足比率(公営企業)	20% (経営健全化基準)	-	

 $-\times100$ 

一般会計等の実質赤字 実質赤字比率 =

標準財政規模

趣旨:一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

- ○実質赤字=繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額)
  - ・繰上充用額=歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
  - ・支払繰延額=実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
  - ・事業繰越額=実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

連結実質赤字比率 =

連結実質赤字額 (イ+ロ) - (ハ+二) ×100

標準財政規模

趣旨:全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率

- 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質 赤字の合計額
- 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額  $\square$
- 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- 二 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(元利償還金+準元利償還金) -

実質公債費比率 =

(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) ※100の3カ年平均

標準財政規模一 (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

趣旨:一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

- ○準元利償還金の内容
  - ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
  - 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
  - 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - 一時借入金の利子

将来負担額- (充当可能基金額+特定財源見込額+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

趣旨:一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

- ○将来負担額の内容
  - ① 一般会計等の地方債現在高
  - 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
  - (3) 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - ④ 当該団体が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
  - 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見 込額
  - 当該団体が受益権を有する信託の負債額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額 (7)
  - 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして 当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財 務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ⑨ 連結実質赤字額
  - ⑩ 一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額

資金不足額 資金不足比率 = 公営企業の事業規模

趣旨:公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

- ○資金不足額
  - 般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
- ○事業の規模

料金収入など主たる営業活動から生じる営業収益等に相当する額



編集・発行 宮城県総務部市町村課 この冊子は600部作成し、

電話:022-211-2336 一部当たりの印刷単価は305円です。